七十四、台東精糖株式会社に対する件

昭和四十四年(排)第二号

排除命令

東京都台東区西浅草三丁目二十四番十三号

台東精糖株式会社

右代表者　代表取締役　柴田文雄

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、台東精糖株式会社は、その販売する砂糖にぶどう糖および人工甘味料を混和して製造した「上白糖」と称する商品ならびにこれと同種の商品について、今後、砂糖であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

二、同社は、その販売する「上白糖」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するため、すみやかに、当該商品は砂糖の上白糖ではなく、砂糖にぶどう糖および人工甘味料を混和したものである旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

三、同社は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

台東精糖株式会社（以下「台東精糖」という。）は、肩書地に事務所を置き、食料品の製造販売業を営む事業者である。

台東精糖は、昭和四十一年頃から自社工場において製造した混和糖を内容量三百七十五グラム入り、五百グラム入りおよび一キログラム入りの透明な合成樹脂製の袋（別添写参照）に詰め、この袋の正面に大きく「上白糖」と記載したうえ、その右上部に小さな文字で「純良混和糖」と標示して東京都内において一般消費者に販売している。

しかるに、当該商品は、砂糖の上白約四十六パーセントにぶどう糖約四十六パーセントおよび「金竜蜜」と称する糖蜜（人工甘味料であるサイクラミン酸ナトリュームおよびサッカリンが含まれていた。）約八パーセントを混和し、これに「サトダイ」又は「シュガロン」と称するサイクラミン酸ナトリュームを加えたものであつて、上白糖ではない。

よつて、台東精糖は、当該商品の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、台東精糖の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反する。

昭和四十四年一月十一日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

別添写　省略

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子